

# 一般社団法人漁業経営安定化推進協会 漁業用燃油価格安定対策事業実施要領

	承認	平成 22 年 5 月 11 日
一部改正	承認	平成 22 年 5 月 31 日
一部改正	承認	平成 22 年 9 月 22 日
一部改正	承認	平成 23 年 3 月 31 日
一部改正	承認	平成 23 年 5 月 31 日
一部改正	承認	平成 23 年 11 月 21 日
一部改正	承認	平成 24 年 4 月 27 日
一部改正	承認	平成 25 年 5 月 23 日
一部改正	承認	平成 25 年 7 月 17 日
一部改正	承認	平成 26 年 3 月 20 日
一部改正	承認	平成 27 年 2 月 13 日
一部改正	承認	平成 28 年 3 月 24 日
一部改正	承認	平成 29 年 3 月 31 日
一部改正	承認	平成 30 年 3 月 29 日
一部改正	承認	平成 30 年 6 月 21 日

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この実施要領は、一般社団法人 漁業経営安定化推進協会（以下「本法人」という。）が漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3037 号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）に基づいて行う漁業用燃油価格安定対策事業（以下「本事業」という。）についての基本的事項を定め、もって本事業の円滑な運営に資することを目的とする。

## 第 2 章 補填金交付事業

### 第 1 節 事業参加契約等

#### (事業参加契約の締結)

第 2 条 本法人は、次のいずれかに掲げる者（以下「漁連等」という。）との間に、その申込みに基づき、別紙様式例第 1 号による本事業の参加契約（以下「事業参加契約」という。）を締結するものとする。

ア 漁業協同組合連合会

イ 漁業協同組合（都道府県の範囲を区域とする漁業協同組合連合会の会員であるものを除く。）

ウ 漁業者を直接、間接の構成員とする全国団体（ア又はイに該当するものを除く。）

エ 燃油販売業者を直接又は間接の構成員とする中小企業団体

オ アからエに掲げる団体以外の団体

2 前項の事業参加契約の期間は、4 月 1 日を起算日とする 3 年間とする。

3 第 1 項の事業参加契約は、当該事業参加契約の対象期間の開始前に締結しなければならない。

4 本法人は、第 1 項のオに掲げる団体との間に事業参加契約を締結しようとする場合は、水産庁長官の承認を得るものとする。

(契約の解約等)

第3条 本法人は、本法人と事業参加契約を締結している漁連等（以下「契約漁連等」という。）が次に掲げる場合に該当することとなったときは、アの場合を除き本法人会長の承認を経て、当該契約漁連等との事業参加契約を解約するものとする。

ア 契約漁連等が契約期間の中途において、契約を解約しようとし出した場合

イ 契約漁連等に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

ウ 契約漁連等が本法人の信用を著しく失墜させる行為をした場合

エ 契約漁連等が契約の締結に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

オ その他契約漁連等の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 本法人は、事業参加契約の解約に関して契約漁連等から本法人が別に定めるところにより解約手数料を徴収することができる。

(事務契約の締結)

第4条 契約漁連等は、次のいずれかに掲げる者（以下「漁協等」という。）との間に、参加契約の事務を連携して履行するため、別紙様式例第2号による事務契約を締結することができる。

ア 漁連等の会員である漁業協同組合その他の団体であって漁業者又は燃油販売業者を会員とするもの

イ その他の団体

2 契約漁連等は、前項のイに掲げる団体との間に事務契約を締結しようとする場合は、水産庁長官の承認を得るものとする。

## 第2節 積立契約

(積立契約の締結)

第5条 本法人は、セーフティーネットへの加入を希望する漁業者又は複数の漁業者からなるグループ（以下「加入希望者」という。）との間に漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約（以下「積立契約」という。）を締結することができる。

2 積立契約の期間は、4月1日を起算日とする3年間とする。ただし、東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約であって、年度の途中で申込みがあったものの期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から翌々年度の末日までとする。

3 積立契約は、当該積立契約の対象期間の開始前に締結しなければならない。

(積立契約の申請)

第6条 加入希望者による積立契約の申請は、別紙様式例第3号による積立契約の内容及び別紙様式例第4号による漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約申込書（以下「積立申込書」という。）を提出して行うこととする。

2 前項の申請は、契約漁連等（当該契約漁連が事務契約を締結している場合にあっては、その相手方である団体を含む。第26条を除き、以下同じ。）に積立申込書を提出することにより行うものとする。

(積立契約締結完了通知の送付)

第7条 本法人は、前条により加入希望者から提出された積立申込書の内容を審査し、積立契約を締結した場合には、当該積立契約を締結した加入希望者に対して、積立契約締結完了通知を送付するものとする。

(燃油購入予定数量等の設定)

第8条 本法人は、本法人と積立契約を締結している加入希望者（以下「加入者」という。）に対し、水産庁長官が定め、又は変更する単位数量当たりの燃油補填積立金の額を踏まえ、当該単位を上限とする単位数量当たりの燃油補填積立金の額（以下「積立単価」という。）、分割払にする場合の燃油補填積立金の納入に係る分割回数及び納入期限についての選択肢を提示する。

- 2 加入者は、前項の選択肢から積立単価、分割回数及び納入期限を選択し、漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金（以下「補填金」という。）の対象となる燃油購入予定数量とともに、別紙様式例第5号による燃油購入予定数量等設定申込書（以下「予定数量等申込書」という。）により本法人に申し込むものとする。
- 3 本法人は、前項の申込みを基に、当該加入者に係る当該年度の漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の対象となる燃油購入予定数量、積立単価、分割回数及び納入期限（以下「燃油購入予定数量等」という。）を設定するものとする。ただし、東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約に基づく燃油購入予定数量の対象期間は、締約翌月の1日から、当該年度の末日までとする。
- 4 第1項に規定する積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢は、別表1のとおりとする。
- 5 燃油購入予定数量等の設定は、当該燃油購入予定数量の対象期間の開始前に行わなければならない。
- 6 第3項により設定された燃油購入予定数量（以下「設定数量」という。）積立単価、分割回数及び納入期限の変更は行わない。
- 7 第2項の申込は、予定数量等申込書を契約漁連等に提出することにより行うものとする。

(燃油補填積立金の積増し)

第9条 前条第1項に規定する水産庁長官の定める額が変更された場合は、本法人は、加入者に対し、当該変更を踏まえ、追加して納入する積立単価、分割回数及び納入期限についての選択肢を提示する。

- 2 加入者は、前項の選択肢から積立単価、分割回数及び納入期限を選択し、別紙様式例第7号による燃油補填積立金の追加納入に係る単位数量当たりの燃油補填積立金の額等の設定申込書（以下「追加納入申込書」という。）により本法人に申し込むことができるものとする。
- 3 本法人は、前項の申込みを基に、当該加入者に係る追加して納入する積立単価、分割回数及び納入期限を設定するものとする。
- 4 第1項に規定する、積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢は、本法人が別に定める。
- 5 第3項により設定された積立単価、分割回数及び納入期限の変更は行わない。
- 6 第2項の申込みは、追加納入申込書を契約漁連等に提出することにより行うものとする。

(契約の解約等)

第10条 本法人は、加入者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該加入者との積立契約を解約するとともに、当該加入者の燃油補填積立金（第11条に基づき加入者から本法人に納入されたものをいう。以下同じ。）の解約時の残額を全額取崩し当該加入者に返還するものとする。

ア 加入者が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 加入者が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合

ウ 加入者が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

エ その他加入者の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

オ 加入者が死亡した場合又は漁業を廃業した場合。ただし、本法人が別に定めるところにより燃油補填積立金の相続及び漁業の承継が行われる場合を除く。

カ 加入者に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

- 2 加入者が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納入しなかった場合、本法人は、当該

加入者に係る積立契約の履行を停止し、設定された期日の翌月の1日が属する四半期の末までになお納入しない時は積立契約を解約するとともに、当該加入者の燃油補填積立金の解約時の残額を全額取崩し当該加入者に返還するものとする。ただし、天災等やむを得ないと認められる場合を除く。

- 3 前項の規定にかかわらず、加入者が積立契約の締結日が属する年（積立契約が自動更新された場合を除く。）において、納入すべき燃油補填積立金（分割納入の場合は1回目の割賦）を設定された期日までに納入しなかった場合は、当該積立契約は無効とする。
- 4 本法人は、第1項及び第2項の規定により積立契約を解約する場合において、加入者の責により本法人に損害が生じているときは、当該損害と本法人が加入者に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。
- 5 本法人は、積立契約の解約に関して、第1項才及びカ、第3項及び次項の場合を除き、加入者から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、本法人は、当該解約手数料と本法人が加入者に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。
- 6 本法人は、本事業に係る国の予算措置の中止等のやむを得ない理由により、加入者との積立契約を解約することができる。この場合において、本法人は、当該加入者の燃油補填積立金の解約時の残額を全額取崩し当該加入者に返還するものとする。

### 第3節 燃油補填積立金

（燃油補填積立金の納入）

- 第11条 加入者は、当該加入者につき第8条第3項により燃油購入予定数量等が設定されたときは、当該積立単価に当該設定数量を乗じた額を燃油補填積立金として当該分割回数により当該納入期限までに本法人に納入する。
- 2 加入者は、当該加入者につき第9条第3項により積立単価、分割回数及び納入期限が設定されたときは、当該積立単価に当該設定数量を乗じた額を燃油補填積立金として当該分割回数により当該納入期限までに本法人に納入する。
- 3 分割払により燃油補填積立金を納入する場合の割賦毎の燃油補填積立金の納入額は均等分割により設定されるものとする。ただし、均等分割した場合の端数は1割賦目に納入するものとする。
- 4 納入された燃油補填積立金には、利息は付さない。

（燃油補填積立金の精算）

- 第12条 本法人は、加入者と締結した積立契約の期間満了時において、当該加入者の燃油補填積立金に残額がある場合は、第11条第1項及び第2項で定められた積立金とは別に、次期事業年度の継続契約の積立分として原則として全額を繰り越すものとする。ただし、加入者がセーフティーネットからの脱退を申し出た場合は、当該加入者の燃油補填積立金の残額を返還するものとする。

### 第4節 漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の方法

（価格差補填金の交付）

- 第13条 本法人は、事業年度の四半期ごとに、当該四半期の平均原油価格（別紙算式Iにより算出される価格をいう。以下同じ）が直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均原油価格（別紙算式IIにより算出される価格。以下「7中5平均原油価格」をいう。）を超えた場合について、次条の規定による価格差補填金の単価に、加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった購入実績数量を控除した数量

のいずれか少ない数量を乗じて得た額を限度として加入者に交付するものとする（交付されるべき補填金の額のうち、加入者の燃油補填積立金によって賄われる額が本法人の主たる金融機関の他行向3万円未満の振込手数料以下のときを除く。）。

（価格差補填金の単価）

第14条 漁業用燃油の単位数量1キロリットル当たりの価格差補填金の額（以下「価格差補填金単価」という。）は、別紙算式Ⅲにより算出された額を限度とするものとし、燃油補填積立金及び国からの補助金の状況並びに漁業経営の動向、原油価格水準の推移その他の経済事情を考慮し、水産庁長官の承認を経て、本法人が定めるものとする。

（価格差補填金の交付額）

第15条 本法人が四半期ごとに交付する価格差補填金の額は、要領第7の2の（2）のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、当該四半期の末日における燃油補填積立金の残高（以下「積立残額」という。）の2倍を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される7中5平均原油価格に108.5%を乗じた価格（以下、「108.5%価格」という。）を超える場合において、積立残額が108.5%価格から当該四半期に適用される7中5平均原油価格を控除して得た額に加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の2分の1に相当する額（以下「通常対策（第1号）相当額」という。）を超えるときは、事業主体が四半期ごとに交付する価格差補填金の額は、実施要領第7の2の（2）のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、通常対策（第1号）相当額の2倍に、積立残高から通常対策（第1号）相当額を控除して得た額の3倍を加えて得た額を限度とする。

（価格差補填金の特例）

第16条 第13条及び第17条に定める補填金の交付要件を満たし、当該四半期に適用される7中5平均原油価格から直前四半期の平均原油価格（第17条第1項のイに該当する場合は、当該四半期の前年同四半期の平均原油価格）を控除して得た額の2分の1の額が価格差補填金単価を超える場合の価格差補填金単価は、第14条の規定にかかわらず、当該四半期に適用される7中5平均原油価格から直前四半期の平均原油価格（第17条第1項のイに該当する場合は、当該四半期の前年同四半期の平均原油価格）を控除して得た額の2分の1の額から価格差補填金単価を控除して得た額を価格差補填金単価に加えた額を限度とするものとし、事業主体が水産庁長官の承認を得て定め、第15条の規定により価格差補填金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず直前四半期（第17条第1項のイに該当する場合は前年同四半期）において、平均原油価格が7中5平均原油価格を超える場合は、価格差補填金の特例は適用しない。

（急騰対策補填金の交付）

第17条 漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付は、四半期ごとに、次の要件を満たす平均原油価格の上昇（以下「急騰」という。）があった場合について、次条の規定による急騰対策補填金の単価に、加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を限度として加入者に交付することとする。

ア 当該四半期の平均原油価格が直前四半期の平均原油価格に 120%を乗じた価格以上となる場合  
イ アの要件を満たさない場合にあっては、当該四半期の平均原油価格が当該四半期の前年同四半期の平均原油価格に 120%を乗じた価格以上となる場合  
ただし、当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される 7 中 5 平均原油価格に 85%を乗じた価格未満の場合にあっては、交付しないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される 7 中 5 平均原油価格を超える場合は、第 16 条の規定により価格差補填金の特例措置を講ずる。

(急騰対策補填金の単価)

第 18 条 漁業用燃油の単位数量 1 キロリットル当たりの漁業用燃油価格急騰対策補填金の額（以下「急騰対策補填金単価」という。）は、当該四半期の平均原油価格から直前四半期の平均原油価格（第 17 条第 1 項のイに該当する場合は、当該四半期の前年同四半期の平均原油価格）を控除して得た額の 2 分の 1 の額を限度とするものとし、事業主体が水産庁長官の承認を得て定めるものとする。

(急騰対策補填金の交付額)

第 19 条 事業主体が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格急騰対策補填金の額は、要領第 7 の 2 の（2）のイに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、当該四半期の末日における積立残額の 2 倍を限度とする。

(補填金の不交付及び返還)

第 20 条 本法人は、加入者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は既に交付した補填金の全部もしくは一部を返還させることができる。

ア 本法人に提出した書類に虚偽の記載があった場合

イ 本法人に対する義務を怠った場合

## 第 5 節 漁業用燃油特別対策

(漁業用燃油特別対策)

第 21 条 漁業用燃油特別対策（以下「特別対策」という。）による補填金については、この節に特別の定めがある場合を除くほか、この実施要領の他の規定の定めるところによる。

(特別対策の対象者)

第 22 条 この節の規定は、平成 25 年 12 月末までに積立契約を締結した加入者であって、平成 29 年度まで継続して特別対策に加入していた者（年度途中で脱退した者を除く。）に適用する。ただし、次のいずれかに該当する者においては、平成 30 年 3 月末までに積立契約を締結した加入者に適用する。

(1) 平成 25 年 7 月から同年 12 月までの間、「もうかる漁業創設支援事業」、「がんばる漁業復興支援事業」又は「がんばる養殖復興支援事業」に参画しており、当該事業が平成 29 年度に完了する者

(2) 平成 26 年 1 月以降、新たに漁業に従事した者

(3) けが、病気により平成 25 年 7 月から同年 12 月までの間、操業できなかった者

(特別対策発動価格)

第 23 条 この節において「特別対策発動価格」とは、当該四半期に適用される 7 中 5 平均原油価格に 117%を乗じた価格とする。

(特別対策補填の交付)

第 24 条 第 13 条の規定にかかわらず、この節による補填金の交付は、同条の場合であつて、特別対策発動価格が当該四半期の平均原油価格を下回り、かつ当該四半期に適用される 7 中 5 平均原油価格を超えるときに、「水産庁長官が別に定める加入者等について」（平成 25 年 6 月 24 日付け 25 水漁第 679 号水産庁長官通知。）に定める加入者に交付するものとする。

(特別対策補填金の交付額)

第 25 条 第 15 条の規定にかかわらず、当該四半期の末日における燃油補填積立金の積立残額が特別対策発動価格から当該四半期に適用される 7 中 5 平均原油価格を控除して得た価格に加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の 1 2 分の 5 に相当する額（以下「通常対策（第 2 号）相当額」という。）を超える場合には、この節の規定による漁業用燃油価格差補填金については、要領第 7 の 2 の（2）のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、通常対策（第 2 号）相当額の 2.4 倍に、積立残額から通常対策（第 2 号）相当額を控除して得た額の 4 倍を加えて得た額を限度とする。（算式Ⅳ）

(差額の調整)

第 26 条 加入者が死亡、災害等やむを得ない理由なくこの節の規定による補填金の交付を受ける要件を満たしていない場合には、本法人は、当該加入者に対して、この節の規定により国から当該加入者に対し補助された額に相当する額からこの節の規定が適用されなかった場合に国から補助される額に相当する額を控除して得た差額を、補填金積立金との相殺、返還等により調整するものとする。

2 当該加入者が第 1 項の返還に応じない場合には、本法人は、当該加入者に対し、以後に払い戻される補填積立金の払戻しの停止、以後の積立契約の締結の拒否等の措置を講ずるものとする。

### 第 3 章 報告の徴収等

(漁業用燃油の購入実績数量の報告)

第 27 条 加入者は、各四半期ごとに漁業用燃油の購入実績数量を、別紙様式例第 6 号により本法人に報告しなければならない。

2 前項の報告は、契約漁連等を経由して提出することとする。

(帳簿の閲覧等)

第 28 条 本法人は、この事業の実施について必要な事項を調査するために必要がある場合には、加入者より所要の事項について報告させ、又は加入者の事務所等に立ち入り帳簿その他の書類を閲覧することができるものとする。

2 本法人は、この事業の実施について必要な事項を調査するために必要がある場合には、契約漁連等より所要の事項について報告させ、又は契約漁連等の事務所等に立ち入り帳簿その他の書類を閲覧することができるものとする。

### 第 4 章 雑則

(事業協力組織謝金)

第 29 条 本法人は、セーフティネットへの加入状況等を勘案して、契約漁連等に対して事業協力組織謝金を支払うことができる。

(変更の届出)

第 30 条 加入者は、住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、遅滞なく事業主体に届け出るものとする。

(グループ加入)

第 31 条 漁業協同組合単位等、複数の漁業者がグループ単位でその代表者又はグループ名で契約している場合、個々の積立金のとりまとめ及び補填金の分配方法について、グループごとに規約を整備するものとする。

(漁業(養殖業を除く。以下同じ。)に係るもうかる漁業創設支援事業等との併用)

第 32 条 加入者(漁業を営む加入者。以下この条において同じ。)が、もうかる漁業創設支援事業又はがんばる漁業復興支援事業(以下「もうかる事業・がんばる漁業」という。)に参画することとなった場合は、以下により扱うものとする。

ア 加入者が行う漁業について、もうかる事業・がんばる漁業に係る用船契約等を締結している期間(もうかる事業・がんばる漁業の事業実施者自らが所有する漁船等を用いて当該事業に取り組む場合は、もうかる事業・がんばる漁業の事業期間とする。以下同じ。)に関しては、それ以前から締結していた漁業経営セーフティーネット構築事業の積立契約は継続するものとするが、第 13 条、第 17 条及び第 24 条の規定にかかわらず、補填金は交付しないこととする。この場合、当該用船契約等に係る漁業に関する燃油購入予定数量及び補填積立金を「0」として取り扱うものとする。

イ アの期間に関して、もうかる事業・がんばる漁業が年度の途中に開始し、又は終了する場合には、加入者は、その期間を除いて燃油購入予定数量等の設定を行い、必要な補填積立金を納入するものとする。

ウ 加入者が、もうかる事業・がんばる漁業に係る用船契約等を締結する漁業と、当該用船契約等を締結しない漁業又は養殖業のいずれについても営む場合、それぞれを区分して経理するものとし、当該用船契約等を締結する漁業については、ア及びイの規定によるものとする。

エ もうかる事業・がんばる漁業に参画している期間中に積立契約が満了した加入者であって、継続して積立契約を締結しようとするものは、当該年度の第 1 四半期の燃油購入予定数量等の設定を行って補填積立金を納入するものとする。

2 平成 27 年 2 月 3 日以降に漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領に基づき認定を受けた改革計画(養殖業に係るものを除く。)に基づくもうかる漁業創設支援事業の取扱いについては、前項の規定は適用しない。

(養殖業に係るもうかる漁業創設支援事業等との併用)

第 33 条 加入者(養殖業を営む加入者。以下この条において同じ。)が、もうかる漁業創設支援事業又はがんばる養殖復興事業支援事業(以下「もうかる事業・がんばる養殖」という。)に参画することとなった場合は、以下により扱うものとする。

ア 加入者が行う養殖業について、もうかる漁業・がんばる養殖に係る養殖生産契約等を締結している期間に関しては、それ以前から締結していた漁業経営セーフティーネット構築事業の積立契約は継続するものとするが、第 13 条、第 17 条及び第 24 条の規定にかかわらず、補填金は交付しないこととする。この場合、当該養殖生産契約等に係る養殖業に関する燃油購入予定数量及び補填積立金を「0」として取り扱うものとする。

イ アの期間に関して、もうかる漁業・がんばる養殖が年度の途中に開始し、又は終了する場合に

は、加入者は、その期間を除いて燃油購入予定数量等の設定を行い、必要な補填積立金を納入するものとする。

ウ 加入者が、もうかる漁業・がんばる養殖に係る養殖生産契約等を締結する養殖業と、当該養殖生産契約等を締結しない漁業又は養殖業のいずれについても営む場合、それぞれを区分して経理するものとし、当該養殖生産契約等を締結する養殖業については、ア及びイの規定によるものとする。

エ もうかる漁業・がんばる養殖に参画している期間中に積立契約が満了した加入者であって、継続して積立契約を締結しようとするものは、当該年度の第1四半期の燃油購入予定数量等の設定を行って補填積立金を納入するものとする。

(細則)

第34条 本法人は、本法人会長の承認を経て、この実施要領に定めるものの他、この事業の運営に関し必要な事項について細則を定めることができる。

附則

- 1 この実施要領は、水産庁長官の承認を受けた日から施行する。
- 2 第2条第3項の規定にかかわらず、平成22年度における事業参加契約の締結期限については、平成22年5月21日とする。
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年度において締結する積立契約の期間については、10月1日を起算日とする2年6ヶ月間とすることができるものとする。この場合においては、第8条第1項の規定にかかわらず、当該積立契約に基づく平成22年度の燃油購入数量設定の対象期間は、10月1日を起算日とする6ヶ月間とする。
- 4 第5条第3項の規定にかかわらず、平成22年4月1日を起算日とする積立契約の締結期限については、平成22年6月末日とする。
- 5 第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年度における積立契約の内容については、別記様式例7号によるものとする。
- 6 第8条第3項の規定にかかわらず、平成22年4月1日を起算日とする積立契約に基づく平成22年度の燃油購入数量の設定期限については、平成22年6月末日とする。
- 7 第11条第2項の規定にかかわらず、平成22年度における補填積立金の納入期限については、平成22年6月末日とする。ただし、附則第3項により積立契約の期間を2年6ヶ月間とした場合の補てん積立金の納入期限については、平成22年10月末日とする。

附則（平成22年5月31日）

変更後の実施要領は、水産庁長官の承認のあった日から実施する。

附則（平成22年9月22日）

この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。

附則（平成23年3月31日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第2条第3項の規定にかかわらず、平成23年度における事業参加契約の締結期限については、平成23年5月23日とする。
- 3 第5条第3項の規定にかかわらず、平成23年4月1日を起算日とする積立契約であって、第6条第1項に規定する積立契約の申請が平成23年5月末日までに行われたものの締結期限については、平成23年6月末日とする。
- 4 第6条第1項の規定にかかわらず、平成23年度における積立契約の内容については、別記様式例第8号によるものとする。
- 5 第8条第3項の規定にかかわらず、平成22年4月1日を起算日とする積立契約に基づく平成23年度の燃油購入数量の設定期限については、平成23年6月末日とする。
- 6 第11条第2項の規定にかかわらず、平成23年度における補填積立金の納入期限については、平成23年6月末日とする

附則（平成23年5月31日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者（東日本大震災によりその所有する又は賃借権を有する船舶又は建物に被害を受けたことにつき都道府県知事又は市町村長から証明を受けた者、又は同震災により平成23年5月末日までに漁業経営に支障が出ていたことにつき所属する漁業協同組合の長その他本法人が適当と認めた法人の長から証明を受けた者をいう。以下同じ。）に係る平成23年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から平成26年3月末日までとする。
- 3 第8条第1項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成23年度の燃油購入数量の対象期間は、締約翌月の1日から平成24年3月末日までとする。
- 4 第11条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成23年度における補填積立金の納入期限については、平成24年3月末日までとする。
- 5 被災漁業者が別紙様式第9号の1により積立契約の一時停止を申し出た場合、本法人は、当該被災漁業者に対し、速やかに、別紙様式第9号の2による漁業経営セーフティーネット構築事業積立契約一時停止証明書を交付するとともに、補填積立金の残額を返還するものとする。
- 6 前項の規定により積立契約の履行の一時停止の適用を受けている被災漁業者が積立契約の再開を申し出た場合において、返還を受けた積立金の額の全部又は一部を本法人に納入したときは、本法人は、速やかに、別紙様式第9号の3により積立契約の履行の一時停止を解除するものとする。

附則（平成23年11月21日）

- 1 この変更は水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第11条第3項の規定にかかわらず、平成23年11月21日付け23水漁第1484号による追加補てん積立金の納入期限については、平成24年3月末日までとする。

附則（平成24年4月27日）

- 1 この変更は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 第8条第4項及び第9条第4項に定める別表については、別表（平成24年度の補填積立金に係る積立単価、分割回数及び納入期限の選択）を用いるものとする。
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成24年度における積立契約の期間につ

いては、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から平成27年3月末日までとする。

- 4 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成24年度の燃油購入数量の対象期間は、締約翌月1日から平成25年3月末日までとする。
- 5 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成24年度における燃油補填積立金の納入方法及び納入期限については、本法人と当該被災漁業者との間で第8条第1項から第3項に準じて設定できるものとする。
- 6 平成24年1月から3月に係る補填金の交付については、なお、従前の例によるものとする。
- 7 第13条の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る補填金の交付は、当該四半期の平均原油価格がそれぞれ次の算式により算出された額を超えた場合に行うものとする。

平成24年4月から6月の四半期	$P_{t1} = P_t \times 1.15$
平成24年7月から9月の四半期	$P_{t2} = P_t \times 1.10$
平成24年10月から12月の四半期	$P_{t3} = P_t \times 1.05$

- 8 第14条の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る漁業用燃油1キロリットル当たりの補填金の額は、それぞれ次の算式により算出された額を限度とするものとする。

平成24年4月から6月の四半期	$P_c = (P_q - P_t \times 1.15)$
平成24年7月から9月の四半期	$P_c = (P_q - P_t \times 1.10)$
平成24年10月から12月の四半期	$P_c = (P_q - P_t \times 1.05)$

附則（平成25年5月23日）

- 1 この変更は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成25年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から平成28年3月末日までとする。
- 3 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成25年度の燃油購入数量の対象期間は、締約翌月1日から平成26年3月末日までとする。
- 4 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成25年度における燃油補填積立金の分割回数及び納入期限については、本法人と当該被災漁業者との間で第8条第1項から第3項に準じて設定できるものとする。

附則（平成25年7月17日）

- 1 この変更は、平成25年7月1日から実施する。
- 2 第2条第3項の規定にかかわらず、平成25年4月1日を起算日とする事業参加契約の締結期限については、平成25年12月末とする。
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに締結する積立契約については、平成28年3月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 4 第5条第3項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに締結する積立契約の締結期限については、次の期日を起算日とする積立契約に応じて、それぞれ次の締結期限とする。
  - ア 平成25年7月1日を起算日とする積立契約 平成25年8月末まで
  - イ 平成25年10月1日を起算日とする積立契約 平成25年10月末まで
  - ウ 平成26年1月1日を起算日とする積立契約 平成25年12月末まで

- 5 第6条第1項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに締結する積立契約については、別紙様式例第3号の2による積立契約の内容に基づき、別紙様式例第4号による積立申込書を提出して行うこととする。
- 6 第8条第2項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに締結する積立契約については、別紙様式例第5号の2による燃油購入数量等設定申込書により本法人に申し込むものとする。なお、平成25年6月30日現在で既に積立契約を締結している加入者は、やむを得ない理由なく平成25年7月から12月の間に当該契約を解約し、同一期間に再度積立契約を締結することはできない。また、やむを得ない理由で当該機関に再度積立契約を締結する場合であっても、当該漁業者を平成25年7月1日から平成26年1月1日を起算日とする積立契約を行った加入者とみなさないものとする。
- 7 第8条第4項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに締結する積立契約については、第8条第1項に規定する積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢は、別表1の2のとおりとする。
- 8 第8条第5項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに締結する積立契約に係る燃油購入数量等の設定については、次の期日を起算日とする積立契約に応じて、それぞれ次の設定期限とすることができる。
  - ア 平成25年7月1日を起算日とする積立契約 平成25年8月末まで
  - イ 平成25年10月1日を起算日とする積立契約 平成25年10月末まで
  - ウ 平成26年1月1日を起算日とする積立契約 平成25年12月末まで
- 9 第9条第2項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに行う燃油補填積立金の積増しについては、加入者ごとに1回限りとし、別紙様式第7号の2による燃油補填積立金の追加納入に係る単位数量当たりの燃油補填積立金の額等の設定申込書により本法人に申し込むことができるものとする。
- 10 第9条第4項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに行う燃油補填積立金の積増しについては、第9条第1項に規定する積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢は、別表2のとおりとする。
- 11 「水産庁長官が別に定める加入者等について」（平成25年6月24日付け25水漁第679号）第1の1の（1）に規定する資源管理計画、漁場改善計画その他これらに準ずる取組になじまない漁業としては、漁業収入安定化対策事業等実施要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2322号）第3の漁業収入安定対策事業の対象となり得ない漁業種類とする。

附則（平成26年3月20日）

- 1 この変更は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成26年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から平成29年3月末日までとする。
- 3 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成26年度の燃油購入数量の対象期間は、締約翌月1日から平成27年3月末日までとする。
- 4 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成26年度における燃油補填積立金の分割回数及び納入期限については、本法人と当該被災漁業者との間で第8条第1項から第3項に準じて設定できるものとする。

附則（平成27年2月13日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。

- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成27年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から平成30年3月末日までとする。
- 3 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成27年度の燃油購入数量の対象期間は、締約翌月1日から平成28年3月末日までとする。
- 4 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成27年度における燃油補填積立金の分割回数及び納入期限については、本法人と当該被災漁業者との間で第8条第1項から第3項に準じて設定できるものとする。
- 5 第18条及び第19条の規定に関わらず、平成27年3月までの四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、なお従前の例による。

附則（平成28年3月24日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成28年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から平成31年3月末日までとする。
- 3 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成28年度の燃油購入予定数量の対象期間は、締約翌月1日から平成29年3月末日までとする。
- 4 第22条の規定にかかわらず、平成28年3月までの四半期にかかる漁業用燃油価格差補填金については、なお従前のおりとする。

附則（平成29年3月31日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者が平成29年度に締結した積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から平成32年3月末日までとする。
- 3 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成29年度の燃油購入予定数量の対象期間は、締約翌月1日から平成30年3月末日までとする。
- 4 変更後の第22条の規定にかかわらず、平成29年3月までの四半期にかかる漁業用燃油価格差補填金については、なお従前のおりとする。

附則（平成30年3月29日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 変更後の第22条の規定にかかわらず、平成30年3月までの四半期にかかる漁業用燃油価格差補填金については、なお従前のおりとする。

附則（平成30年6月21日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。

## 漁業用燃油価格安定対策事業参加契約

一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「甲」という。）と△△（以下「乙」という。）は、一般社団法人漁業経営安定化推進協会漁業用燃油価格安定対策事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、漁業用燃油価格安定対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 乙は、この契約に基づき、漁業用燃油の価格の急上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和し、傘下の漁業者等の経営の安定を図るためのセーフティーネットの構築に参画する。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に関する事務を行うものとする。

（漁業者への周知）

第2条 乙は、地域の漁業者（乙の構成員でない漁業者を含む。以下同じ。）に対し、本事業の趣旨、内容等の周知を図るものとする。

（漁業者への加入申請）

第3条 乙は、要領第6条第2項に基づき、セーフティーネットへの加入を希望する地域の漁業者が提出する積立申込書を受け付けるものとする。

2 乙は、地域の漁業者から提出された全ての積立申込書を取りまとめ（電算入力作業を含む）、その結果を甲に提出するものとする。

3 第1項により受け付けた積立申込書は、積立契約の終了日（当該契約が更新された場合には、更新された契約の終了日とする。）から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

（加入のための措置）

第4条 乙は、地域の漁業者（乙が漁業種類別団体の場合にあつては、当該団体の関係漁業種類を営む漁業者とする。）がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込書の受付その他当該漁業者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。

（予定数量等申込）

第5条 乙は、要領第8条第7項に基づき、甲と積立契約を締結した地域の漁業者（以下「加入者」という。）が提出する予定数量等申込書を受け付けるものとする。

2 乙は、加入者から提出された全ての予定数量等申込書を取りまとめ（電算入力作業を含む）、その結果を甲に提出するものとする。この場合において、乙は、加入者から提出のあった予定数量等申込書に記載された漁業用燃油の購入予定数量が、当該加入者の操業実態等に鑑み過大でないことの証明を付すものとする。

3 第1項により受け付けた予定数量等申込書（添付書類を含む。）は、数量設定の対象期間の終了日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

（購入数量報告）

第6条 乙は、要領第27条に基づき、各四半期に加入者が提出する購入数量報告を受け付けるものとする。

2 乙は、加入者から提出された全ての購入数量報告を取りまとめ（電算入力作業を含む）、その結果を各四半期の末日から60日以内に甲に提出するものとする。

3 第1項により受け付けた購入数量報告（納品書等の裏付け帳票を含む。）は、受付日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

（燃油補填積立金の集金等）

第7条 乙は、甲の求めに応じ、要領第11条第1項及び第2項に基づく加入者からの燃油補填積立金の集金及び要領第12条に基づく甲による燃油補填積立金の返還の事務を代行するものとする。

(漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付)

第8条 乙は、甲の求めに応じ、要領第13条及び第17条に基づく加入者に対する漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金(以下「補填金」という。)の交付の事務を代行するものとする。

(通知等の配付)

第9条 乙は、甲から乙に加入者あての通知、書類等が送付されたときには、それらを速やかに加入者に配付しなければならない。

(契約の解約等)

第10条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

ウ 乙が甲の信用を著しく失墜させる行為をした場合

エ 乙がこの契約の締結に当たって虚偽の申告をしたことが明らかになった場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 甲は、この契約の解約に関して、甲が別に定めるところにより乙から解約手数料を徴収することができる。

(契約対象期間)

第11条 この契約の対象期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの3年間とする。

2 前項の契約の対象期間の満了日の6ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通知がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の翌日から3年間とする。

(事業実施に関する指示)

第12条 甲は、この事業の実施に関し、乙に必要な指示を行うことができる。

(事務契約の締結等)

第13条 乙は、その構成員である団体との間に、本事業の実施に関する事務契約を締結し、次に掲げる事務を当該事務契約を締結した団体に委託することができる。

ア 第2条による漁業者への周知

イ 第3条第1項による積立申込書の受付

ウ 第3条第2項による積立申込書のとりまとめ(電算入力作業を含む。)

エ 第3条第3項による積立申込書の保管

オ 第5条第1項による予定数量等申込書の受付

カ 第5条第2項による予定数量等申込書のとりまとめ(電算入力作業を含む。)及び予定数量等申込書に記載された漁業用燃油の購入予定数量が過大でないことの証明

キ 第5条第3項による予定数量等申込書の保管

ク 第6条第1項による購入数量報告の受付

ケ 第6条第2項による購入数量報告のとりまとめ(電算入力作業を含む。)

コ 第6条第3項による購入数量報告の保管

サ 第7条による積立金の集金等の事務の代行

シ 第8条による補填金の交付の事務の代行

2 乙は、事務契約に基づき委託した事務が、常に善良なる管理者の注意をもって執行されるよう、必要な措置をとるものとする。

(その他)

第14条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとし、その他の事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記の証として契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区内神田1丁目1番12号  
一般社団法人漁業経営安定化推進協会  
代表理事会長 印

乙 住所  
団体名  
長の職名 印

## 漁業用燃油価格安定対策事業事務契約

△△（以下「甲」という。）と☆☆（以下「乙」という。）は、一般社団法人漁業経営安定化推進協会漁業用燃油価格安定対策事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、漁業用燃油価格安定対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり契約する。

### （総則）

第1条 乙は、この契約に基づき、甲との連携の下にセーフティーネットの構築に参画する。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に関する事務を行うものとする。

### （漁業者への周知）

第2条 乙は、地域の漁業者（乙の構成員でない漁業者を含む。以下同じ。）に対し、本事業の趣旨、内容等の周知を図るものとする。

### （漁業者の加入申請）

第3条 乙は、要領第6条第2項に基づき、セーフティーネットへの加入を希望する地域の漁業者又は複数の漁業者からなるグループ（以下「加入希望者」という。）から提出された積立申込書を受け付けるものとする。

2 乙は、加入希望者から提出された全ての積立申込書を取りまとめ、その結果を甲に提出するものとする。

3 第1項により受け付けた積立申込書は、積立契約の終了日（当該契約が更新された場合には、更新された契約の終了日とする。）から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

### （加入のための措置）

第4条 乙は、加入希望者（乙が漁業種別団体場合にあっては、当該団体の関係漁業種別を営む加入希望者とする。）がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込書の受付その他当該加入希望者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。

### （予定数量等申込）

第5条 乙は、要領第8条第7項に基づき、本事業の事業主体との間に積立契約を締結した加入希望者（以下「加入者」という。）が提出する予定数量等申込書を受け付けるものとする。

2 乙は、加入者から提出された全ての予定数量等申込書を取りまとめ（電算入力作業を含む。）、その結果を甲に提出するものとする。この場合において、乙は、加入者から提出のあった予定数量等申込書に記載された漁業用燃油の購入量が、当該加入者の操業実態等に鑑み過大でないことの証明を付すものとする。

3 第1項により受け付けた予定数量等申込書（添付書類を含む。）は、数量設定の対象期間の終了日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

### （購入数量報告）

第6条 乙は、要領第27条第2項に基づき、加入者が提出する購入数量報告を受け付けるものとする。

2 乙は、加入者から提出された購入数量報告を取りまとめ（電算入力作業を含む。）、その結果を各四半期の末日から60日以内に甲に提出するものとする。

3 第1項により受け付けた購入数量報告（納品書等の裏付け帳票を含む。）は、受付日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

### （燃油補填積立金の集金等）

第7条 乙は、甲の求めに応じ、要領第11条第1項及び第2項に基づく加入者からの燃油補填積立金の

集金及び要領第12条に基づく燃油補填積立金の返還の事務を代行するものとする。

(漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付)

第8条 乙は、甲の求めに応じ、要領第13条及び第17条に基づく加入者に対する漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金(以下「補填金」という。)の交付の事務を代行するものとする。

(通知等の配付)

第9条 乙は、甲から乙に加入者あての通知、書類等が送付されたときには、それを速やかに加入者に配付しなければならない。

(契約の解約等)

第10条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとし出した場合

イ 乙が解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

ウ 乙が甲の信用を著しく失墜させる行為をした場合

エ 乙がこの契約の締結に当たって虚偽の申告をしたことが明らかになった場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 甲は、この契約の解約に関して、甲が別に定めるところにより乙から解約手数料を徴収することができる。

(契約対象期間)

第11条 この契約の対象期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの3年間とする。

2 前項の契約の対象期間の満了日の6ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通告がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の翌日から3年間とする。

(事業実施に関する指示)

第12条 甲は、この事業の実施に関し、乙に必要な指示を行うことができる。

(その他)

第13条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとし、その他の事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記の証として契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所  
団体名  
長の職名 印

乙 住所  
団体名  
長の職名 印

## 漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約の内容

一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「甲」という。）が一般社団法人漁業経営安定化推進協会漁業用燃油価格安定対策事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、漁業用燃油の価格の急上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和するセーフティーネットへの参加を希望する漁業者又は複数の漁業者からなるグループ（以下「乙」という。）からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

（年間燃油購入予定数量等の設定）

第1条 乙は、平成〇年〇月〇日までに、甲に漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金（以下「補填金」という。）の対象となる燃油購入予定数量等を申し込むものとする。

2 乙は、要領第8条第1項で甲が提示した積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢から、積立単価、分割回数及び納入期限を選択し、甲に申し込むものとする。

3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に燃油購入予定数量、積立単価、分割回数及び納入期限（以下「燃油購入予定数量等」という。）を設定するものとする。

（燃油補填積立金の納入）

第2条 乙は、前条の燃油購入予定数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃油購入予定数量を乗じた額を燃油補填積立金として当該分割回数により当該納入期限までに本法人に納入する。

（燃油購入数量の報告）

第3条 乙は、第1条の燃油購入予定数量を設定した場合において、要領第27条の規定に基づき、各四半期ごとに燃油購入数量を、各四半期の末日の60日以内に甲に報告しなければならない。

（補填金の交付）

第4条 甲は、第1条の年間燃油購入予定数量を設定した場合において、要領第13条及び第17条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。（補填金の返還等）

第5条 甲は、乙が要領第20条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

（契約の解約）

第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃油補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 乙が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合

ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

エ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

オ 乙が死亡した場合又は漁業を廃業した場合。ただし、甲が別に定めるところにより補填金積立金の相続及び漁業の承継が行われる場合を除く。

カ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

2 加入者が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納入しなかった場合、本法人は当該加入者に係る積立契約の履行を停止し、設定された期日の翌月の1日が属する四半期の末までになお納入しない時は積立契約を解約するとともに、燃油補填積立金の解約時の残額を全額取崩し乙に返還するものとする。ただし、天災等やむを得ないと認められる場合を除く。

3 前項の規定にかかわらず、乙がこの契約の締結日が属する年において、納入すべき燃油補填積立金

(分割納入の場合は1回目の割賦)を設定された期日までに納入しなかった場合は、この契約は無効とする。

4 甲は、第1項及び第2項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

5 甲は、積立契約の解約に関して、第1項のオ、カ並びに第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

(契約対象期間)

第7条 この契約の対象期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年3月31日までとする。

2 前項の契約対象期間の満了日の1ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通告がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の翌日から3年間とする。

(変更の届出)

第8条 乙は住所及び法人にあつては名称並びに代表者の氏名に変更があつたときには、要領第30条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。

(コスト削減の取組)

第10条 乙は、漁業経営におけるコストの削減に取り組むものとする。

(その他)

第11条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとする。

漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約申込書

平成 年 月 日

一般社団法人  
漁業経営安定化推進協会 御中

申込者  
郵便番号  
住 所  
電話番号  
フリガナ  
申込者氏名 印  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

貴団体作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

【積立契約における留意事項】

- ・ 積立契約の期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年3月31日です。
- ・ 補填金は、政府の予算と一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「本法人」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・ 本法人から補填金を交付する際の送金手数料は、漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金のうちセーフティーネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。
- ・ 積立金に利息はつきません。
- ・ 本法人は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本法人は、積立契約の締結その他漁業用燃油価格安定対策事業の実施に伴って取得した個人情報を漁業用燃油価格安定対策事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・ 本法人が取得した個人情報を、水産庁に提出することがあります。
- ・ 本法人は、漁業用燃油価格安定対策事業の関係機関である漁連、漁協等から漁業用燃油価格安定対策事業に必要な個人情報の提供を受け又はこれらの者に対し漁業用燃油価格安定対策事業に関する個人情報の提供を行うことがあります。
- ・ 本法人は、漁業共済について全国漁業共済組合連合会その他の関係団体から、漁船保険について漁船保険中央会その他の関係団体から漁業用燃油価格安定対策事業に必要な個人情報の提供を受け又はこれらの者に対し漁業用燃油価格安定対策事業に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

## 漁業用燃油購入予定数量等設定申込書

平成 年 月 日

一般社団法人  
漁業経営安定化推進協会 御中

申込者住所  
申込者氏名 印  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約に基づき、漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金（以下「補填金」という）の対象となる燃油購入予定数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

1. 対象期間 平成年 月 日から平成 年3月31日まで

2. 対象数量（漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の対象となる燃油購入予定数量）

(A 重油)	リットル
(軽油)	リットル
(ガソリン)	リットル
(その他：○○○○)	リットル
合計	リットル

3. 積立て単価（1キロリットル当たり）の選択（次のいずれかに○印を付してください。）

○ 漁業用燃油価格安定対策事業

①7,500円 ②6,500円 ③5,000円 ④4,000円 ⑤3,000円 ⑥2,000円 ⑦1,000円

4. 燃油補填積立金の納入方法等

（積立ての金額）

選択された単価（ 円）/1000×予定数量設定申込書の数量（ ㍓）＝ 円

\* 積立ての金額は、計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

（納入方法）次のいずれかに○印を付してください。

① 一括納入

② 分割納入（次のいずれかに○印を付してください。）

ア 6月と○月の2分割

イ 6月と○月と○月の3分割

ウ 6月・9月・12月・3月の4分割

\* 分割納入のア又はイの○には、9月・12月・3月の中から選んで記入してください。

\* 分割納入の納入額は100円単位の均等分割です。なお、分割した際に生じた100円未満の端数は6月末の納入額にまとめられます。

【燃油購入予定数量等設定における留意事項】

- ・ 契約申請の経由機関である漁業協同組合等が、燃油購入予定数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入予定数量が設定できない場合があります。
- ・ 補填金交付の有無にかかわらず、毎四半期ごとの燃油の購入数量を納品書等の写しを添付して速やかに経由機関に報告してください。
- ・ 燃油購入予定数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金を納入してください。

5. 漁業用燃油緊急特別対策（以下「特別対策」という。）の適用に係る申し出（次のいずれかに○印を付してください。）

（1）平成29年度も継続して特別対策に加入している方

次の①から③が「はい」の場合、特別対策の対象となります。

- ① 平成25年12月末までに積立契約を締結し、平成29年度も特別対策に加入している（年度途中での脱退を除く）。

はい・いいえ

- ② 「水産庁長官が別に定める加入者等について」（平成25年6月24日付け25水漁第679号水産庁長官通知）第1（1）に定める資源管理計画又は漁場改善計画等に参加している。

はい・いいえ

- \* 「はい」に○を付けた方は、○月末までに、所属漁協等で確認させていただきます。  
「いいえ」に○を付けた方は、この特別対策は適用を受けられないこととなりますが、従来の漁業経営セーフティーネット構築事業は適用されます。

- ③ 「水産庁長官が別に定める加入者等について」（平成25年6月24日付け25水漁第679号水産庁長官通知）に係る省エネに関する計画を策定し、実施する。

はい・いいえ

- \* 「はい」に○を付けた方は、当該計画を、○月末までに、所属漁協・漁連等にご提出いただきます。所属漁協・漁連等を経由して漁業経営安定化推進協会に送付され次第、本法人に置かれた省エネ計画審査委員会において審査させていただきます。  
「いいえ」に○を付けた方は、この特別対策の適用は受けられないこととなりますが、従来の漁業経営セーフティーネット構築事業は適用されます。

（2）新規に特別対策に申し込みが可能な方

次の①から③までのうちいずれか1つが「はい」の場合、新規に特別対策に申し込みができます。

- ① 平成25年7月から同年12月までの間、「もうかる漁業創設支援事業」「がんばる漁業復興支援事業」又は「がんばる養殖復興支援事業」に参画しており、当該事業が平成29年度に完了する。

はい・いいえ

- ② 平成26年1月以降、新たに漁業に従事した。

はい・いいえ

- ③ けが、病気により平成25年7月から同年12月までの間、操業できなかった。

はい・いいえ

\* 今回の申し出を行わない場合、平成30年度以降に特別対策の適用を受けることはできません。

\* 「はい」に○を付けた方は、当該計画を○月末までに所属漁協・漁連等にご提出いただきます。所属漁協・漁連等を経由して漁業経営安定化推進協会に送付され次第、本法人に置かれた省エネ計画認定委員会において審査させていただきます。

「いいえ」に○を付けた方は、この特別対策の適用を受けられないこととなりますが、従来の漁業経営セーフティーネット構築事業は適用されます。

6. グループ加入の場合は、グループ構成員数を記載して下さい。

グループ構成員数：●人

7. 漁業経営におけるコスト削減の取組

漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るため、加入者は、要領の規定により、漁業経営におけるコスト削減の取組を実施する必要があります。

対象期間に行う、また、前年度に行った漁業経営におけるコストの削減の取組について該当する取組のチェック欄に「○」をつけてください（複数可）。

\* 1つ以上の取組を行ってください。

コスト削減の取組内容	チェック欄 【対象期間】	チェック欄 【前年度*2】
燃油コストの削減・燃費の向上		
冷凍・冷蔵コストの削減		
輸送コストの削減		
餌料コストの削減		
種苗コストの削減		
漁業用資材コストの削減		
販売費及び管理費の削減		
その他*1		
( )		

\*1 該当する項目以外の取組の場合は、その他のチェック欄に○を付け、具体的な取組内容を（ ）内に記載してください。

\*2 対象期間の前年度、セーフティーネット未加入者は、記載する必要はありません。

## 〇〇年度四半期別 漁業用燃油購入実績報告書

年 月 日

一般社団法人

漁業経営安定化推進協会 御中

(漁業者)

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

漁業用燃油の購入実績	
<input type="checkbox"/> 第1四半期 ( 4月～ 6月)	
<input type="checkbox"/> 第2四半期 ( 7月～ 9月)	
<input type="checkbox"/> 第3四半期 ( 10月～ 12月)	
<input type="checkbox"/> 第4四半期 ( 1月～ 3月)	
A重油	リットル
軽油	リットル
ガソリン	リットル
〇〇〇〇	リットル
合計	リットル

\* 四半期に「レ印」を入れ、油種別に記載して下さい。

平成 年 月 日

燃油補填積立金の追加納入に係る単位数量当たりの燃油補填積立金の積増し額等の設定  
申込書

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会  
参加事業団体名  
事務契約団体名

契約者住所  
契約者氏名  
管理番号

貴団体と締結している積立契約について、燃油補填積立金の積増しを下記のとおり申し込み  
ます。

## 記

## 1. 積増し単価の選択 (次のいずれかに○印を付してください。)

○ 漁業用燃油価格安定対策事業 ① 円 ② 円 ③ 円 ④ 円

## 2. 燃油補填積立金の積増し額の納入方法等

(積増しの金額)

選択された積増し単価 ( 円) / 1000 × 数量設定申込書の数量 ( 羽) = 円

\* 積増しの金額は、計算結果を切捨てにより100円単位としたものです。

(納入方法) 次のいずれかに○印を付してください。

① 一括納入 (○月末又は○月末)

② ○月と○月の○分割 (○月末 円、○月末 円)

(○月末 円、○月末 円、○月末 円、○月末 円)

\* 分割納入の納入額は100円単位の均等分割です。なお、分割した際に生じた100円未満  
の端数は○月末の納入額にまとめられます。

(例：積立額1,700円 ÷ 2分割 = 850円 ⇒ 12月末900円 3月末800円)

別表 1 (燃油補填積立金に係る積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢)

1 積立単価

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
7,500円	6,500円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円

2 分割回数及び納入期限

①	一括納入	事業年度の6月末日
②	二分割納入の1	事業年度の6月末日及び9月末日
③	二分割納入の2	事業年度の6月末日及び12月末日
④	二分割納入の3	事業年度の6月末日及び3月末日
⑤	三分割納入の1	事業年度の6月末日、9月末日及び12月末日
⑥	三分割納入の2	事業年度の6月末日、9月末日及び3月末日
⑦	三分割納入の3	事業年度の6月末日、12月末日及び3月末日
⑧	四分割納入	事業年度の6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日

別 紙

算式 I

(平成27年5月まで)

$$P_m = \frac{(P_d + P_o) E}{2 \times 0.159}$$

$$P_q = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{mi}$$

$P_m$  : 月平均原油価格

$P_d$  : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

$P_o$  : 「オマーン原油価格」の月平均価格

$E$  : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月のTTM（電信仲値相場）平均値

$P_q$  : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の平均原油価格

$P_{mi}$  : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月の平均原油価格

(平成27年6月から27年12月まで)

$$P_m = \frac{P_d \times E}{0.159}$$

$$P_q = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{mi}$$

$P_m$  : 月平均原油価格

$P_d$  : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

$E$  : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月のTTM（電信仲値相場）平均値

$P_q$  : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の平均原油価格

$P_{mi}$  : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月の平均原油価格

(平成28年1月以降)

$$P_m = \frac{P_d \times E}{0.159}$$

$$P_q = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{mi}$$

$P_m$  : 月平均原油価格

$P_d$  : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

$E$  : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油急騰対策補填金交付対象四半期の各月のTTM（電信仲値相場）平均値

$P_q$  : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金交付対象四半期の平均原油価格

$P_{mi}$  : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金交付対象四半期の各月の平均原油価格

算式 II

(平成27年12月まで)

$$P_t = \frac{1}{60} \left( \sum_{i=1}^{84} p_{mi} - \left( \sum_{i=1}^{12} \max(p_{mi}) + \sum_{i=1}^{12} \min(p_{mi}) \right) \right)$$

$P_t$  : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均原油価格

$p_{mi}$  : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の直前7年間の各月の平均原油価格

$\max(p_{mi})$  :  $p_m$ のうち  $i$  番目に大きい値

$\min(p_{mi})$  :  $p_m$ のうち  $i$  番目に小さい値

(注1) ドバイ原油価格及びオマーン原油価格（平成27年6月以降はドバイ原油価格）については、信頼性の高い世界的な指標を使用するものとする。

(注2) 原油価格はドバイ、オマーン原油価格（平成27年6月以降はドバイ原油価格）を除いて、円/k lとする。

(平成28年1月以降)

$$P_t = \frac{1}{60} \left( \sum_{i=1}^{84} p_{mi} - \left( \sum_{i=1}^{12} \max(p_{mi}) + \sum_{i=1}^{12} \min(p_{mi}) \right) \right)$$

$P_t$  : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金交付対象四半期の直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均原油価格

$p_{mi}$  : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金交付対象四半期の直前7年間の各月の平均原油価格

$\max(p_{mi})$  :  $p_m$ のうち*i*番目に大きい値

$\min(p_{mi})$  :  $p_m$ のうち*i*番目に小さい値

(注1) ドバイ原油価格及びオマーン原油価格(平成27年6月以降はドバイ原油価格)については、信頼性の高い世界的な指標を使用するものとする。

(注2) 原油価格は、ドバイ、オマーン原油価格(平成27年6月以降はドバイ原油価格)を除いて、円/k1とする。

算式 Ⅲ

$$P_c = (P_q - P_t)$$

$P_c$  : 単位数量当たり漁業用燃油価格差補填金額

算式 IV

$$P1 = Pt \times 117\%$$

$Pt < P1 < Pm$  の場合

$$Pn = P1 - Pt$$

$$Ps = Pm - P1$$

$$Vd = V0 - V1$$

$$Vc = \min(Vu, Vd)$$

$$Tn = Pn \times Vc \div 12 \times 5$$

$Dt > Tn$  の場合

$$T \leq (Tn \times 2.4) + (Dt - Tn) \times 4$$

P1 : 特別対策発動価格

Pt : 7 中 5 平均原油価格

Pm : 当該四半期の平均原油価格

Pn : 通常対策分の補填単価

Ps : 特別対策分の補填単価

Vd : 設定購入予定数量の残量

V0 : 設定購入予定数量

V1 : 当該四半期の前の四半期までに補填金交付の対象となった購入実績数量

Vc : 漁業用燃油価格差補填交付金算出使用量

Vu : 当該四半期の購入実績数量

Tn : 通常対策相当分に充てる漁業者の燃油補填積立金額

Dt : 四半期末日の燃油補填積立金の残高

T : 燃油補填金支払限度額